

業務指示書

アルメニア国イェグヴァルド灌漑改善事業準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年4月16日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年4月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：灌漑事業計画に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／灌漑事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：灌漑事業計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌漑計画】

- 1) 類似業務の経験：灌漑計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 環境配慮】

- 1) 類似業務の経験：環境配慮計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年5月1日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、別見積りとしてください。

現地再委託のうち、(1)地形調査(2)地質調査(3)地下水位観測孔調査(4)水文・水資源調査(5)築堤材料の賦存量・土質確認調査(6)貯水池の池敷漏水防止加工調査(7)施設の安全性に係る調査(8)農業計画策定に係る調査(9)環境調査(ベースとなる環境社会の状況に関する調査等の環境アセスメント報告書作成に必要となる調査)(10)社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査、住民移転調査等)

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(AMD1 = 0.25 円 , US\$1 = 119.64 円 , EUR1 = 129.83 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/灌漑事業計画
灌漑計画
環境配慮

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.32 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年5月25日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
アルメニア国イエグヴァルド灌漑改善事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/灌漑事業計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力：灌漑計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：環境配慮	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的、内容に関する事項

1. 業務の背景

アルメニアは黒海とカスピ海の間位置し、北はグルジア、西はトルコ、東はアゼルバイジャン、南はイランに接している内陸国である。山がちな地形であり、国土の90%以上が標高1000m以上であり、平均標高は1800mである。気候は低地がステップ気候で、高地が亜寒帯湿潤気候であり、四季がある。年平均降水量は地域によって差があるが約500mm程度であり、月間降水量は4月～7月までが多く約50mmから80mmであり、残りの月の降水量は月間約20mmから30mmである。国土面積は2.97万平方キロメートルで、その人口は300万人（2013年）である。

アルメニアの農業セクターはGDPの19.2%を占め（2013年、Armenia Development Strategy 2014-2025）、就業者人口117万人のうち37.3%（2012年、Statistical Yearbook of Armenia）を占める重要産業である。近年は独立前後の混乱期を乗り切るための食糧自給的な農業構造から、野菜・果樹・工芸作物・畜産等を取り入れた高度に産業化した農業構造への転換を図っている。アルメニア政府が策定した「持続可能な農業開発戦略2010-2020」でも国内農業の産業化、食の安全保障の強化、輸出向け農産品の生産強化を戦略目標とし、これらの目標達成のために灌漑を含めた農業インフラ整備を重要分野の一つとして位置付けている。具体的には重力灌漑システムの整備及び維持管理体制の強化、水利組合の設立・運営支援を強化すること等としている。

このような中、我が国はアルメニア政府より2012年5月にイエグヴァルド灌漑改善事業（以下「本事業」という。）の有償資金協力の要請を受領した。本事業は、コタイク、アラガツォトゥン及びアルマヴィル地方の既存の農地約12,200haの灌漑状況を改善するために、旧ソ連時代に一部工事が実施されたものの、その後に資金難等のため中止となった事業の再整備を行うものである。

本事業の対象農地はアルメニアの野菜、果樹の主要産地に位置しながらも農業用水が不足しているため、その一部は休耕状態にあり、灌漑状況の改善が課題となっている。また現在耕作が行われている農地も農業用水は電力を使用したポンプ式灌漑に依存しているため、その運転費用が政府、農民にとって大きな負担となっている。さらに、これら農地向けの灌漑用水源の一部はアルメニアの環境や経済活動にとって重要なセヴァン湖に依存しているが、同湖は水力発電等にも使われているため、近年は水位低下が問題となっており、その水位回復が課題となっている。本事業は、貯水池及び関連施設からなる重力灌漑システムの整備を図り、春先の雪解け時の大流量の河川水を有効活用することで、これらの課題の解決を図り、農業用水を対象農地に効率的かつ安定的に供給することを目的とするものである。

当機構は要請を受領後、2014年2月にコンタクトミッションを派遣し、アルメニア政府関係者と協議した結果、本事業の実施に当たっては、当初計画時点から時間が経過しているため、本事業の既存事業計画のレビューを目的とした調査を行うことをアルメニア政府関係者と合意した。その後、2014年6月から同年12月にかけて「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」を実施し、既往の事業計画と地質調査結果の確認、現在の営農・灌漑状況の確認、水収支計算等を実施した。その結果、本事業の必要性・妥当性は認められつつも、更なる検討に当たっては水理・地質情報の確認、建設資材や採用工法に係る調査、貯水池規模決定に係る基礎水資源調査、環境社会配慮面の確認等が必要であることが確認されている。

かかる背景を踏まえ、本業務はアルメニア政府から要請のあった本事業の目的、概要、最適な事業スコープ、施工方法、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とするものである。

2. 調査対象施設の概要

- (1) 対象地域
コタイク (Kotayk) 地方 イェグヴァルド、アラガツォトゥン地方及びアルマヴィル地方
- (2) 計画事業内容
貯水池 (総容量 90 百万 m³) 及び関連施設 (導水路及び用水路等の整備)
- (3) 対象面積
農地約 12,200ha の灌漑状況の改善
- (4) 関係省庁・機関
監督官庁：農業省 (Ministry of Agriculture)
実施機関：水資源経済委員会 (State Committee of Water Economy)
関係省庁・機関：気象庁、水供給機構 (Water Supply Agency)、水利組合等

3. 業務の目的

本業務は「1. 業務の背景」及び 2014 年に実施した「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、アルメニア政府から要請のあった本事業の最適な事業スコープ、施工方法、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とするものである。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「2. 調査対象施設の概要」及び「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

- (1) 円借款検討資料としての位置付けについて
本調査業務の成果 (結果) は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。このため事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。
一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、アルメニア側関係者に本業務結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。
- (2) 審査の重点項目
本業務の結果が円借款事業の審査の検討材料となるために、以下の項目につい

ては結果の取りまとめに際して、機構から基本的な基準、取りまとめの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）を行う可能性がある。

- 1) 調達・施工方法
- 2) 事業費
- 3) 事業実施機関の実施体制
- 4) 操業・運営/維持管理体制
- 5) 運用・効果指標
- 6) 環境社会配慮

(3) 本業務における調査対象範囲について

本事業に関しては、2014年に機構が実施した「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」において本事業の背景・経緯の確認及びコンセプトレビューを目的に既往の事業計画の妥当性の確認、事業予定地の自然条件調査、既往の地質調査結果の確認、農業・営農・灌漑状況調査、水収支計算等を実施している。本調査ではこれらの結果及び収集済みの情報を踏まえつつ、先の調査で要調査事項としていた水理・地質情報の確認、建設資材や採用工法に係る調査、貯水池規模決定に係る基礎水資源調査、環境社会配慮面の確認等を中心に行い、これら調査結果に基づく事業計画の策定を行う。

(4) 環境社会配慮について

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、「JICA 環境ガイドライン」)にて環境社会に影響を及ぼしやすいセクターに例示されている貯水池セクターに該当するため、カテゴリ分類は「A」である。このため、環境アセスメント報告書案の作成及び許認可の取得が必要とされている。なお、現時点で大規模な住民移転は想定されていないが生計を喪失する被影響世帯が発生する可能性がある。

(5) 農業・灌漑セクターにおける他ドナーの事業動向について

2014年12月にドイツ(KfW)はシラク地方カプスの灌漑用貯水池建設に係る借款契約をアルメニア政府と締結した。またフランス(AFD)もアララト地方ヴェディで、それぞれ灌漑事業の事業化調査を行っている。また世界銀行も2002年に策定した「Armenia Towards Integrated Water Resource Management」報告書の更新を行っている。本調査ではこれらの事業動向・情報を取り込みながら行うこと。

6. 業務の内容

上記「3. 業務の目的」及び「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務を行う。ただし、以下に示した以外に効率的・効果的な調査方法、工程等がある場合には理由を付して具体的にプロポーザルにおいて提案すること。

(1) インセプションレポートの作成

① 既存資料の収集、整理、分析

既存農業・灌漑セクター資料のレビュー(国家計画、統計資料等の一般的に公開

されている関連資料による基礎情報の確認及び関係省庁・機関の役割の確認、「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」結果のレビュー)

- ② 調査の全体方針の確認、調査項目・手法及び作業計画の検討
調査工程、調査対象機関、調査方法、調査実施項目、資料入手方法を整理し、質問票、作業計画を策定する。
 - ③ インセプションレポートの作成
上記の作業を踏まえて、インセプションレポートとして取りまとめた上で、機構に説明し、必要に応じ修正を行う。
- (2) アルメニア政府関係者等へのインセプションレポートの説明・協議
インセプションレポートをアルメニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。
- (3) 事業の背景・経緯の再確認
先行調査の結果及び同調査終了以降の事業環境・条件の変更点を分析し、本事業の背景、位置づけを再確認する。
- (4) 自然条件調査
本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。本業務については現地再委託で実施することを認める。
- ① 地形調査
・貯水池建設箇所及び導水路・用水路建設箇所の地形測量（貯水池全長約 4km、導水路・用水路全長約 8km 程度を想定）
 - ② 地質調査
・ボーリング調査（貯水池建設箇所に 10 本。深度は 1 本 50m 程度を想定）
・透水係数確認調査（水平・垂直方向に各 100 回程度を想定）
 - ③ 地下水位観測孔調査
・地下水位観測井戸の設置と地下水位のモニタリング（貯水池建設箇所に 5 本。深度は 1 本 120m 程度を想定）
 - ④ 水文・水資源調査
・セヴァン湖の利用実態の確認
・事業裨益対象地域の水利用実態の詳細確認調査
- (5) 建設資材、採用工法にかかる調査
本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す建設資材に関する調査を行う。本業務については現地再委託で実施することを認める。
- ① 築堤材料の賦存量・土質確認調査
・不透水性材料に関する既存情報の収集・分析、賦存量の調査、土質試験
・砂礫材料に関する既存情報の収集・分析、賦存量の調査
・フィルタ材料に関する既存情報の収集・分析、賦存量の調査、土質試験
・ロック材料に関する既存情報の収集・分析、賦存量の調査、土質試験
 - ② 貯水池の池敷漏水防止工法調査
既往調査の結果では、貯水池の池敷部分の透水性が非常に高いことが明らかとな

っており漏水防止工を行う必要があることから、施工性・経済性・環境面から適切な漏水防止工の試験を行う。

(6) 施設の安全性にかかる調査（耐震設計基準、緊急時放流システム等）

本事業によって建設される施設の安全性を検討するため、以下の点についてアルメニア政府関係者等と協議を行い、対応策を提案する。

- ① 耐震設計基準案について
- ② 緊急時の放流システムについて

(7) 農業計画

2014年に機構が実施した「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」で本事業対象地域の将来の作付計画案の策定、農業便益の算出を行っている。これらについて以下の項目の調査を通じて精度の向上を行うとともに、必要とされる農業支援策を提案する。

- ① 将来の作付計画策定（4地区、農家約80戸程度を想定）
 - ・本事業対象地域の農業振興戦略、方向性の再確認
 - ・本事業対象地域の農家の営農実態、農家数の把握
 - ・本事業対象地域の農家の営農志向調査
- ② 農業便益調査
 - ・農業投入財使用量の調査
 - ・農業投入財価格の調査
 - ・労働力投入量の調査
 - ・労賃調査
 - ・単位面積当たりの生産量調査
- ③ 本事業対象地域に対する農業支援策の提案

(8) 灌漑計画

2014年に機構が実施した「アルメニア国農業灌漑セクター情報収集・確認調査」及び上記調査で収集した情報を基に、水収支計画の精査を行うとともに、既設ポンプの廃止の可否、貯水池の運用ルールの検討を行う。

(9) 事業スコープの検討

上記結果を踏まえ、以下の項目を含む事業スコープを策定する。

- ① 事業の目的
- ② 主要施設（貯水池及び関連施設）の規模・内容

(10) 最適案の選定

上記結果を踏まえ、対象施設の代替案を設定する。代替案は、費用・環境社会配慮・採用工法・維持管理面等において妥当な3案以上とするとともに、コスト削減策についても検討し、これらを総合的に比較評価し、最適案を選定する。

(11) インテリムレポートの作成・協議

上記結果について、インテリムレポートに取りまとめ、アルメニア政府関係者等と協議・確認する。

(12) 事業の計画概要

上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、以下の項目を含む事業の概要を策定する。

- ① 事業の目的
- ② 主要施設（計画対象施設）の内容
- ③ コンサルティング・サービスの内容
事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理）の内容とその規模（M/M）について計画する。

(13) 設計

上記（12）にて計画した内容について、最低限以下の項目を含む設計を実施する。

- ① 貯水池施設の基本設計図（堤体3面図（平面・縦断・標準断面図）、洪水吐、取水施設、池敷法面保護工、管理施設、安全施設）
- ② 堤体下流施設の基本設計図（導水路、用水路、安全施設）
なお、設計に当たっては「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、機構に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

(14) 施工方法

設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

(15) 事業実施スケジュール

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計及び施工期間について、月単位のバーチャート（当機構の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（住民移転、用地取得等）も示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(16) 事業実施体制

アルメニアで実施されている当該類似業務（KfWによるカプス貯水池建設事業等）の実施体制、制度を把握し、関係者から実施体制・制度の問題点・課題等をヒアリングした上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 事業実施体制の確認
- ② 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認
- ③ 実施機関の財政・予算状況
- ④ 実施機関の技術水準
- ⑤ 実施機関の当該類似事業実施の経験

(17) 維持・管理体制

- ① 維持・管理体制の確認
- ② 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認
- ③ 維持・管理機関の財政・予算状況
- ④ 維持・管理機関の技術水準、保有機材類等

- ⑤ 維持・管理機関の実績
- ⑥ (必要に応じて) 維持・管理機関のトレーニング計画

(18) 環境配慮

- ① JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、環境アセスメント (EIA) 報告書案の作成を行う。EIA 報告書案には、世界銀行セーフガードポリシー OP4.01 Annex B に記載ある内容を含めることとする。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」を参考にする。
- ② 相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。
- ③ JICA 環境社会配慮助言委員会 (以下、助言委員会) にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。
- ④ 相手国等と協議の上、JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) <参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
- ⑤ EIA 報告書案に関する主な調査項目は、以下の通り。
 - (ア) ベースとなる環境社会の状況 (土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等) の確認
 - (イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (A) 環境配慮 (環境影響評価、情報公開等) に関連する法令や基準等
 - (B) JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) との乖離およびその解消方法
 - (C) 関係機関の役割
 - (ウ) スコーピング (事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること) の実施
 - (エ) 影響の予測 (基本的に定量的予測を含む)
 - (オ) 影響の評価および代替案 (ゼロオプションを含む) の比較検討
 - (カ) 緩和策 (回避・最小化・代償) の検討
 - (キ) 環境管理計画 (案)・モニタリング計画 (実施体制、方法、費用など) (案) の作成
 - (ク) 予算、財源、実施体制の明確化
 - (ケ) ステークホルダー協議の開催支援 (実施目的、参加者、協議内容等)

(19) 社会配慮 (簡易住民移転計画の作成支援および非自発的住民移転遵守状況確認調査の実施 (必要に応じて))

- ① JICA 環境ガイドライン (2010 年 4 月) に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 (ア) ~ (シ) の通り。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。
- ② 簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査 (人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も当機構に提出する。
- ③ 本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その

過程での住民協議方法や補償水準について確認するため、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）の遵守状況の確認調査（非自発的住民移転遵守状況確認調査：以下「住民移転調査」）を行う。住民移転調査に含まれるべき内容は、以下（ス）～（ソ）の通り。

- ④ 更に、住民移転調査の結果、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）の実質的な点について、著しい乖離が確認された場合には、そのギャップを可能な限り解消するアクションプラン（corrective action plan）を作成し（以下（タ）～（チ）を含む）、同プランの実施を当機構事業実施の条件として先方実施機関に提示する。
- （ア） 用地取得・住民移転の必要性
 - （イ） 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
 - （ウ） 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - （エ） 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
 - （オ） 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - （カ） 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - （キ） 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
 - （ク） 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務
 - （ケ） 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - （コ） 費用と財源
 - （サ） 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - （シ） 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
 - （ス） 過去の用地取得・住民移転の経緯（用地取得の規模、用地取得前の用途、補償内容、補償進捗状況、住民協議、情報公開、苦情処理メカニズム等を含む）
 - （セ） 過去の用地取得・住民移転による被影響住民の現在の生活状況の可能な範囲での追跡調査
 - （ソ） 過去の補償の妥当性の検証および JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離の分析
 - （タ） JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との乖離が存在した場合の乖離を解消する措置（遡及的な補償金の支払い、代替地の提供等）の検討
 - （チ） 被影響住民に対する苦情処理メカニズムの設立の検討（（セ）の調査の結果追跡しきれなかった住民を含む）

（20） 概算事業費

概算事業費については、以下に従って積算を行う。

① 事業費項目

概算事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総評を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。

- (ア) 本体事業費
- (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- (ウ) 本体事業費に関する予備費
- (エ) 建中金利
- (オ) フロント・エンド・フィー
- (カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- (キ) その他 1（融資非適格項目）
 - (A) 用地補償等
 - (B) 関税・税金
 - (C) 事業実施者の一般管理費
 - (D) 他機関建中金利（必要に応じて）
- (ク) その他 2
 - (A) 完成後の維持管理費
 - (B) 初期運転資金
 - (C) 当該事業実施に伴い、追加的に必要となる管理費

② 事業費の算出様式

事業費については別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

③ 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。

④ 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることをとする。

⑤ 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途機構が指示する様式に取りまとめ、提出する。

(2 1) 気候変動対策に係る留意事項

本事業の実施により、従来の電力を使用するポンプ式灌漑システムから重力灌漑システムに転換することにより化石燃料由来の電力消費が低減されることで温室効果ガス（GHG）の排出抑制につながる可能性があるため、調査の中で「JICA 気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT（Mitigation）」（緩和策 7. 産業施設のエネルギー効率化）等を参照し、気候変動緩和効果の推計を行う。

また対象地域の灌漑状況の改善により、降雨量・降雨パターンの変動に対する農業分野の適応能力を高める可能性があるため、調査の中で「JICA 気候変動対策支援ツール／適応策（JICA Climate-FIT（Adaptation）」（適応策 2. 灌漑・排水）等を参照し、気候変動適応策について検討する。

(2 2) ジェンダー視点について

本事業の実施の際、ジェンダー視点に立った具体的な活動内容の実施の可能性について確認する。

- (23) 潜在的なリスク事項の特定及び対応策の検討
事業を円借款事業として実施する場合に発生し得る問題への対応策を予め検討しておくために、潜在的なリスク事項の特定とその対応策案取りまとめた「リスク管理シート」(Risk Management Framework)を作成する。
- (24) 施工時の安全管理体制の確認
アルメニアにおける施工時の安全管理に関する体制、法律、基準等について、所定の「安全管理体制確認チェックリスト」を活用して確認する。
- (25) 本事業を含む農業灌漑セクターに対する技術協力の提案
上記調査結果を踏まえ、本事業の開発効果を促進するために有効な技術協力について提案する。
- (26) 事業実施に当たっての調達方法の留意事項
事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる調達方法の留意事項を整理する。
- ① アルメニアにおける当該類似業務の調達事情
 - ・ 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - ・ 現地コンサルタント(詳細設計、施工管理)の一般状況
 - ・ 現地施工業者の一般事情
 - ② 入札方法、契約条件の設定
 - ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等
 - ③ コンサルタントの選定方法
 - ・ International Consultants の採否等
 - ④ 施工業者の選定方針
 - ・ PQ: Pre Qualification 条件の設定
 - ・ LCB: Local Competitive Bid の採否
 - ・ 入札パッケージ(発注規模、工種別の発注等)の考え方等
- (27) 事業の評価
事業を1) 定量的効果、2) 定性的効果に分類して評価し、定量的効果については可能な限り定量的指標(運用・効果指標)を設定し、事業完成後約5年を目途とした目標年の目標値を設定する。この他、定量的指標として経済的内部収益率(EIRR)及び財務的内部収益率(FIRR)を算出する。
なお、本事業の定量的指標(運用・効果指標)として、①作物別作付面積、②主要作物別生産高、③年間灌漑用電力使用量等を想定している。
- (28) 準備調査報告書(ドラフト)の作成、説明、協議
上記調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、アルメニア政府関係者等に説明し、内容を協議・確認し、コメントを取り付ける。
- (29) 準備調査報告書の作成
アルメニア政府関係者等への準備調査報告書(ドラフト)の説明、協議結果を踏まえ、準備調査報告書を作成する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち「(1) 4) 準備調査報告書」及び「(1) 5) デジタル画像集」を成果品とする。なお、各報告書のアルメニア政府等関係者への説明・協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。また、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、アルメニア政府との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

なお、円滑に業務を実施するため、各報告書についてアルメニア語版を作成し、簡易製本の上、アルメニア政府関係者と共有すること。ただし、アルメニア語版は参考としての位置づけとし、成果品は英文とする。

(1) 報告書

1) インセプションレポート (IC/R)

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：第1次現地調査開始前（2015年6月上旬）

部数：（簡易製本）英文10部、アルメニア語10部

2) インテリムレポート (IT/R)

記載事項：第1次現地調査結果、円借款対象事業の概略設計など

提出時期：第2次国内作業時（2015年10月下旬）

部数：（簡易製本）英文10部、アルメニア語10部

3) 準備調査報告書（ドラフト）(DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果（冒頭に要約を記述）

提出時期：第3次国内作業時（2016年3月下旬）

部数：（簡易製本）英文10部、アルメニア語10部

4) 準備調査報告書

記載事項：準備調査報告書（ドラフト）へのコメントに対応して必要な修正を行ったもの。

提出時期：2016年5月上旬

部数：

ア. （簡易製本*）英文10部、CD-R 5セット

イ. （製本）英文10部、CD-R 5セット

ウ. （簡易製本*）アルメニア語15部、CD-R 5セット

エ. （製本）アルメニア語15部、CD-R 5セット

（注）製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、本業務終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途、監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報

② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報

③ 民間企業の事業や財務に関わる情報

5) デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：ファイナルレポートと同時提出
部数：CD-R 5 セット

(2) その他の提出物

- 1) 環境社会配慮助言委員会（全体会合）における案件概要説明資料
記載事項：
 - ・ 案件の背景（必要性、意義）、調査の位置付け
 - ・ 国／対象地域、事業概要、助言の範囲（スコーピング／最終報告書ドラフト）、助言を求める事項（カテゴリ A の理由）
 - ・ 対象地域の地図、サイト状況の写真・土地利用図等、位置関係や道路、自然環境等の現状がよくわかるビジュアル資料を入手可能な範囲で紹介
 - ・ 備考（適用 GL 等、今後の想定スケジュール）提出時期：案件概要説明実施日 10 営業日前
形式：パワーポイント
- 2) 環境社会配慮助言委員会（ワーキンググループ）における資料
資料内訳：
 - ・ スコーピング及び DF/R 段階ワーキンググループの事前配布資料
 - ・ スコーピング及び DF/R 段階ワーキンググループの質疑回答
 - ・ スコーピング及び DF/R 段階ワーキンググループの補足説明資料（必要に応じ）提出時期：ワーキンググループ開催日程が決まり次第別途指示
- 3) 調査業務報告書
記載事項：調査業務日とその概要
提出時期：毎月
提出部数：1 部
- 4) 会議記録（協議議事録 M/M）
記載事項：コンサルタントとアルメニア側との各種協議の結果
提出時期：その都度
提出部数：1 部
- 5) 現地調査計画書、現地調査結果概要報告書
記載事項：現地調査の計画、現地調査の報告事項（現地調査前後の会議時に活用）
提出時期：現地調査出発前及び現地調査から帰国後
提出部数：3 部
- 6) 収集資料
調査終了時に契約期間中に収集した資料は収集資料リストを付したうえで提出する。

(3) 成果品・報告書の仕様

成果品の印刷、電子化（CD-R）については共通仕様書第 25 条に規定するとおり「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づく仕様とする。その他報告書はすべて簡易製本とし、その仕様は上記ガイドラインのとおりとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程（案）

2015年6月上旬より国内作業を開始し、同年6月中旬より第1次現地調査を開始することを想定する。インテリムレポートは2015年10月下旬を目途に提出する。その後、業務を継続し、2016年3月下旬までに準備調査報告書（ドラフト）、2016年5月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：80.42M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な業務従事者構成がある場合はその理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。但し、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルにて明らかにすること。

- 1) 総括／灌漑事業計画（2号）（なお、貯水池整備計画の経験があることが望ましい。）
- 2) 灌漑計画（3号）
- 3) 貯水池計画
- 4) 水文・水資源
- 5) 水理地質
- 6) 土質試験指導
- 7) 自然条件調査
- 8) 営農計画
- 9) 市場流通／農民組織
- 10) 耐震設計
- 11) 施設計画（灌漑施設）
- 12) 施設計画（貯水池施設）
- 13) 積算／施工計画
- 14) 環境配慮（3号）
- 15) 社会配慮
- 16) 経済財務分析
- 17) 調達情報／業務調整

(3) 通訳

本調査には業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を備上することを可とする。アルメニア語⇄英語（もしくは日本語）通訳の現地備上に係る経費は本見積もりに計上すること。また、資料の翻訳費についても本見積もりに計上すること。

3. 参考資料

(1) JICA 図書館 閲覧資料

- ・ アルメニア共和国農業灌漑セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000018480.html>
- ・ アルメニア国地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト ファイナルレポート
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008235.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008236.html>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008237.html>
- ・ アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査 最終報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169871.html>

(2) 配布資料

- ・ イェグヴァルド灌漑施設既存計画図
- ・ イェグヴァルド Feasibility Study Report(1999)
- ・ Strategy for Sustainable Agricultural and Rural Development 2010-2020
- ・ Law on National Water Policy(2005)
- ・ Law on Sevan Lake(2001)
- ・ Law on Water Users Association(2002)
- ・ Construction Code(1991)
- ・ Water Code(2002)
- ・ トルコ・アルメニア水利用協定
- ・ リスク管理シート（解説含む）
- ・ 安全管理体制確認チェックリスト

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形調査
- (2) 地質調査
- (3) 地下水位観測孔調査
- (4) 水文・水資源調査
- (5) 築堤材料の賦存量・土質確認調査
- (6) 貯水池の池敷漏水防止加工調査
- (7) 施設の安全性に係る調査
- (8) 農業計画策定に係る調査
- (9) 環境調査（ベースとなる環境社会の状況に関する調査等の環境アセスメント報告書作成に必要となる調査）
- (10) 社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査、住民移転調査等）

上記業務に係る経費については、業務内容・数量等を提案し、その経費については別見積もりとすること。また上記業務以外にコンサルタントが現地再委託に相当と思われる項目がある場合は、プロポーザルにその理由を付して、本見積もりに含めること。

なお、現地再委託に当たっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. 機材の調達

遂行上、必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全への配慮

JICA はアルメニアに在外拠点をおかず、JICA ウズベキスタン事務所が兼轄する体制を敷いている。在外専門調査員 1 名（アルメニア人）をおいているが、あくまでも情報収集、アルメニア政府との連絡役である。このため現地調査中は在アルメニア日本大使館より十分な情報収集を行い、安全管理に十分留意し、アルメニアの治安状況、緊急時の移動手段について十分な安全対策を講じること。なお、コンサルタントがウズベキスタンに渡航し、調査内容を JICA ウズベキスタン事務所へ報告することは行わないこととする。

(3) 便宜供与について

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自に調査を遂行することが求められているが、主要な政府機関との初回のアポイントメントやその他便宜供与に関して特別な支援を必要とする場合は JICA と調整すること。

以 上